

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	令和7年12月12日 (第1回目)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	唐津市 (41202)
地域名 (地域内農業集落名)	殿ノ浦 (殿ノ浦)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	16 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	8.9 ha
② 田の面積	2.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	13.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

本地域の主な作物は水稻が中心で、一部馬鈴薯や大蒜・野菜などを栽培している。

農業者は高齢化が進んでおり、後継者が農業を継続することが見込みが低く、現在の耕作者が離農等した際は耕作の承継がなされずに荒廃化する可能性がある。しかし、現在の耕作者が10年後も耕作する意欲はあるため現状の耕作農地を維持をしていく。

また、鳥獣被害においては、イノシシやアナグマ等による被害が一向に減らず、農作物の直接被害や法面・畦畔が荒らされることによる二次被害が増加し、農家の耕作意欲を阻む要因となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在の水稻耕作は現在の耕作者が引き続き行い、離農時には地区内の農業者に農地耕作が承継されるように努める。

農地の保全管理、防護柵等の鳥獣被害対策施設の管理は耕作者によって遊休化しないよう適切な管理等を継続するとともに将来にわたり農用地が適切に保全管理されるよう努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
離農や規模縮小のタイミングで、担い手への農地の集積・集約化を行い、並行して担い手の農作業に支障がない範囲で農地利用者による農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手不足により団地が形成できていないため、新たな担い手を募り、団地の形成と農地の集約化を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

現在の担い手及び利用者が継続的に耕作を行うこととし、高齢農家の離農時には地区内から耕作者を募り、賃借や承継による集積、集約化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

担い手及び利用者が規模拡大や耕作利便向上のための農地賃借を実施する際は積極的に活用する。

(3)基盤整備事業への取組

現在、基盤整備事業の計画はなし。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

多様な経営体を検討し、地元意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

地域内に農業支援サービス事業者や営農組合がないためJAと連携しながら農作業受委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①防護柵について、地区内農業者の共同作業または農地利用者個人によって適切な管理を継続するとともに、地域ぐるみでの棲み分け対策として設置範囲の見直し・更新等の検討を進めるなど、地域ぐるみで総合的対策を講じていく必要がある。

⑩地域計画及び目標地図の変更が必要となる場合は、適宜協議の場を設置することが基本するが、住民負担の軽減を図るため、地区内の生産組長会議などを活用して変更案の内容協議や意見の取りまとめを行うなど、簡易的方針による協議を行うことができるものとする。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
利用者	水稻・野菜	1.1 ha	0 ha	水稻・野菜	1.1 ha		ha	1	
利用者	水稻・野菜	0.8 ha	0 ha	水稻・野菜	0.8 ha		ha	2	
利用者	水稻・大蒜	0.6 ha	0 ha	水稻・大蒜	0.6 ha		ha	3	
利用者		0.1 ha	0 ha		0.1 ha		ha	4	
利用者	水稻・馬鈴薯	0.4 ha	0 ha	水稻・馬鈴薯	0.4 ha		ha	5	
利用者	水稻・馬鈴薯・甘藷	0.3 ha	0 ha	水稻・馬鈴薯・甘藷	0.3 ha		ha	6	
利用者	里芋・大蒜	0.1 ha	0 ha	里芋・大蒜	0.1 ha		ha	7	
計	7経営体	3.44 ha	0 ha		3.44 ha	0 ha			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。